

論文の内容の要旨

論文題目 財務報告の概念フレームワークにおける利益概念
氏名 勝尾裕子

本研究の目的は次の2点である。第一に、包括利益と純利益という、異なる観点に基づく利益概念としてとらえられることの多い2つの利益について、経済的所得の概念を共通尺度として用いて相対化することにより、経済的所得の中心概念を近似するのは純利益であることを示し、包括利益が純利益よりも理論的に優れた利益概念であるとするIASB等の認識は誤りであることを指摘する。第二に、IASBの概念フレームワークは、そうした誤った認識に基づいて策定されているために、利益の定義や測定基礎の選択、リサイクリングの判断規準の規定について不十分な内容となっており、概念フレームワークがその機能を果たしていないことを示す。

第一の研究目的については、経済的所得を近似する包括利益は理論的に優れた利益概念である、というIASB等の主張について、その含意と、経済的所得、包括利益と純利益の関係について、二段階に分けて考察した。

第一段階として、経済的所得の概念と包括利益との関係を検討対象とし、次のことを明らかにした。まず、包括利益は経済的所得を近似する理論的に優れた利益概念であるというIASB等による主張は、単なるスタッフ・ペーパーによる一意見ではなく、広く学界等において認識された見解であり、SFAS第130号の内容に関連すると考えられるAAAの考え方や、利益の質に関する議論に、その根拠をもとめることができることを指摘した。次に、こうしたIASB等の主張を批判する先行研究では、包括利益はHicksの事後の所得No.1に親和的であるが、Hicksの経済的所得の中心概念である恒常所得の性質を有する事前の所得No.2に親和的であるのは純利益であり、それゆえIASB等の主張は誤っていることが示されている。

先行研究では、Hicksの事前と事後の所得の混乱を整理しないまま議論が進められているため、本研究では、ストックホルム学派による事前と事後の概念を用いてKaldorによって修正されたHicksの事後の概念を整理した。Hicksの事後の所得がウィンドフォールを除く概念として修正されたことにより、純利益が近似する経済的所得は事前の所得No.2ではなく、それと事後の所得No.2を含む所得

No.2であることが示された。

第二段階として、経済的所得の概念と純利益との関係を検討対象とした。先行研究においては、Hicksの所得 No.2 と純利益の近似性について、恒常所得の観点とウィンドフォールの観点から論じられており、とりわけ経済的所得と会計利益の架橋的概念である Alexander による variable income におけるウィンドフォールの認識と会計利益におけるそれとの近似性について詳細に検討されている。

先行研究では、Alexander による意外の所得 (unexpected gain) と Hicks や Kaldor の所得理論におけるウィンドフォールとの相違について論じられないまま検討が進められているため、本研究では両者の関係について検討した。その結果、Hicks 等によるウィンドフォールは、Alexander による意外の所得には含まれない事前のウィンドフォールを含むものであって、Alexander による純粋な経済的所得は事後の概念に相当することから、それと Hicks の経済的所得の概念とは一致しないことを指摘した。

また、先行研究では、Hicks の所得 No.2 と純利益は親和的であるとされているが、前者はウィンドフォールを排除し、後者はその一部を含むという点で両者は相違するから、各期においてどれだけ両者は相違するのか、その相違の内容を明確に示すことが必要である。本研究では、確実性と不確実性のそれぞれの状況下において、経済的所得と会計利益における、ウィンドフォールと自己創設のれんの認識過程の相違を示した。

第二の研究目的については二段階に分けて検討した。第一段階として、IASB の現行の概念フレームワークにおける、利益の定義や測定基礎の選択、リサイクリング等に関する問題を指摘した。

第一段階として、まず、利益の定義については、現行の概念フレームワークでは、財務報告の目的は投資家の意思決定に有用な財務情報の提供にあるとし、純損益は財務業績に関する主要な情報源として位置づけられているが、その一方で、純損益の定義は提示されておらず、純損益は構成要素にも含まれていない。純損益とその他の包括利益を区別する規準についても示されていない。

次に、測定基礎の選択の問題のうち、混合測定 (mixed measurement) については、測定基礎の選択において考慮すべき要因については、目的適合性や忠実な表現という質的特性に関わる 4つの要因を並列的に記述することにとどまっており、それらの要因の機能や役割は明らかにされていない。そのため、将来キャッシュフローへの寄与の仕方の観点から、歴史的原価で測定すべきと判断される資産で

あったとしても、その資産の公正価値が観察可能である場合には、測定の不確実性が存在しないことを理由に、公正価値で測定されることが排除されないという問題が生じている。

また、複数の測定基礎の選択（dual measurement）については、原則ではなく例外的な処理として位置づけられている点について、純損益が財務業績を表すには、複数の測定基礎の選択は原則として扱われるはずであるため、それを例外として扱う方法とは相入れない。また、複数の測定基礎が選択される条件として基本的特性である目的適合性や忠実な表現を充たすことが挙げられているが、この条件は内容が曖昧で具体的な方針が示されていない。複数の測定基礎が選択される場合にはその他の包括利益が計上されるから、複数の測定基礎が選択される条件が明確に定められていないということは、その他の包括利益が計上される条件もまた不明であることを意味する。

最後に、リサイクリングについては、規定の文章上はリサイクリングが原則であると記述されているものの、リサイクリングの条件として目的適合性や表現の忠実性を充たすことが求められている。そのため、実質的には条件付き原則にとどまっている。リサイクリングが行われない場合が存在するということは、将来利益の総額とキャッシュフローの総額が一致しないことを意味するから、将来利益を通じて将来キャッシュフローを予測することの合理性も担保されないという重大な問題が生じることになる。また、目的適合性や表現の忠実性を充たすというリサイクリングの条件は、曖昧であり具体的な内容が不明である。さらに、そうした条件がおかれることによって、公正価値が得られれば測定の不確実性の問題が解消して表現の忠実性が高まることから、リサイクリングの要否やタイミングを観察可能な公正価値の有無によってとらえることが排除されない、というより大きな問題が生じている。

第二段階として、IASBの現行の概念フレームワークにおける問題点は、包括利益は経済的所得を近似する優れた利益概念であるという誤った認識に基づいて概念フレームワークが策定されていることに起因しており、経済的所得の概念が誤って用いられているために、IASBによる現行の概念フレームワークは機能不全に陥っていることを示した。第一の研究目的で論じた通り、IASB等の認識において想定されている経済的所得は、Hicksの経済的所得における事後の所得 No.1であった。事後の所得 No.1は資本の変動分としてとらえられるから、ストックの評価額が得られればその変動分としてそれは直接的に測定される。つまり、スト

ックとしての財政状態とフローである財務業績がコインの表裏のような関係であることが想定されている。これを概念フレームワークにおける会計利益の枠組みに当てはめるなら、財政状態を表す純資産の変動額が、財務業績を表す会計利益、すなわち包括利益に一致するということになる。すなわち、経済的所得として Hicks の経済的所得における事後の所得 No.1 を想定し、それに近似する会計利益は包括利益であるという考え方に基づく IASB の概念フレームワークにおいては、財務業績を表す会計利益である「純損益」は包括利益と一致するのが原則であり、両者が乖離するのは例外ととらえられている。

このような考え方のもとに IASB の概念フレームワークが策定されているとみると、上記で示した様々な問題点にたいして、次のように共通する説明を付すことができる。まず、純損益の定義については、純損益は包括利益を意味するのであれば、包括利益は既に純資産の変動分として計算上は定義されているから、純損益に別の定義を付す必要はない。包括利益の総額がキャッシュフローの総額と一致してさえいれば、将来利益を用いて企業価値を予測する仕組みは担保されるから、リサイクリングも必須ではない。財政状態と財務業績は同時に決定されるから、測定の不確実性が重視され、また、単一の項目に対する単一の測定基礎の選択が原則であって複数の測定基礎の適用は例外である。

純損益が包括利益と一致しないという「例外」を想定するのであれば、その例外を認める判断規準を明らかにする必要があるが、概念フレームワークではそれを明示せず、その判断規準を目的適合性や表現の忠実性という質的特性に委ねている。しかし、質的特性は判断規準としての実質的な内容が不明であり曖昧であるだけでなく、測定の不確実性という質的特性が重視されることによって、公正価値評価に関連するより大きな問題が存在している。

このように、IASB における現行の概念フレームワークは、包括利益は経済的所得と整合する理論的に優れた利益概念である、という考え方に基づいて作成されているとみると、重要論点におけるいくつかの問題点に共通する説明を付すことができる。IASB の概念フレームワークは誤った認識に基づいて策定されているがゆえに、純損益の定義や測定基礎の選択、リサイクリングの可否やタイミングの判断規準など様々な問題が生じており、概念フレームワークとして十分に機能する内容であるとは言えない。